

## 生ごみ処理容器等購入補助金制度を活用し、生ごみを減らそう！



幸田町から排出される**燃やすごみの約4割を生ごみ**が占めています。生ごみは水分が多く、臭いもあるため、ごみステーション、収集作業、焼却処理でも多くの問題を抱えています。しかし、**生ごみは「優良な資源」**でもあります。汚い、臭いと思っていた生ごみも処理容器等を使えば堆肥となり、**家庭菜園やガーテニングに活用**でき、ごみ出しの減量になります。

幸田町では、一般家庭から排出される**生ごみを減量・堆肥化する容器又は機器**を設置し、ごみ減量化にご協力いただいた方々に対し、**補助金を交付**しています。

ぜひご活用ください。



←詳しくはQRコードを読み込んでください。



**1 補助対象者** 町内在住で、生ごみ処理容器等を町内に設置する方

**2 補助金額** 購入額の**2分の1**（100円未満の端数切り捨て）  
**限度額は**処理容器（コンポスト、ぼかし容器）1基**6,000円まで**  
電気式処理機 1基**50,000円まで**

**3 申請方法** 購入日から**60日以内**に申請してください。

以下は必要書類です。

- ・申請書（調書含む）
- ・設置箇所図
- ・設置完了写真
- ・領収書のコピー
- ・仕様書のコピー
- ・誓約書兼同意書
- ・請求書
- ・債権者登録兼口座振替申請書



※申請書一式は、町ホームページに掲載の他、環境課窓口（役場庁舎2階15番）でお渡しできます。

### 4 その他

- (1) 1世帯につき**処理容器は2基、処理機は1基まで**です。
- (2) 以前この制度を活用し設置した生ごみ処理容器や電気式処理機が**7年を経過し、損傷等で買換える場合については**、補助制度を活用することができます。
- (3) ディスポーザー（調理用の流し台の下部（排水設備）に直接取り付ける生ごみ粉碎機）や、生ごみ処理機を自作された場合等の材料費は補助の対象となりません。



問合せ 幸田町 環境経済部 環境課 ごみ対策グループ  
電話 0564-62-1111（内線273・274）